

高師等學校		中師等學校		實業專門學校	
助教諭	合監	保婦	書記	助教諭	合監
110	110	110	100	90	90
110	110	110	100	90	90
100	100	90	90	80	80
90	90	80	80	70	70
80	80	70	70	60	60
70	70	60	60	50	50
60	60	50	50	40	40
50	50	40	40	30	30
40	40	30	30	20	20
30	30	20	20	10	10

公立學校職員年功加俸令

(大正九年十月二十八日)  
勅令第五百十九號

朕公立學校職員年功加俸令ヲ裁加シ茲ニ之ヲ公布セシム  
公立學校職員年功加俸令

第一條 師範學校並公立ノ中學校、高等女學校及實業學校ノ  
學校長、教諭、助教諭、合監、調導、保婦及准調導ニシテ  
五年以上勤続スル者ニハ年功加俸ヲ給ス  
前項各職間ノ轉職ハ之ヲ勤続ト看做ス學校ノ廢止又ハ學校  
編成ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日內ニ前項ニ掲グル職  
ニ就キタルトキ亦同シ

第一項ノ實業學校ニハ實業專門學校ヲ、學校長ニハ師範學  
校長ヲ包含セス  
第二條 北海道地方費及府縣ハ前條ノ年功加俸ニ充ツル爲公  
立學校職員年功加俸國庫補助法第二條ノ規定ニ依リ受タル  
交付金ト同額以上ノ金額ヲ支出スヘシ  
第三條 北海道地方費及府縣ハ公立學校職員年功加俸國庫補  
助法第二條ノ規定ニ依リ受タル交付金及前條ノ規定ニ依ル  
支出金ヲ以テ公立學校職員年功加俸資金ト爲シ特別會計ヲ  
設置スヘシ  
第四條 年功加俸ノ年額ハ別表ニ依ル  
第五條 年功加俸ノ支給ニ關シテハ俸給支給ノ例ニ依ル

第六條 年功加俸ヲ受ケル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ一定  
ノ期間年功加俸ノ一部又ハ全部ヲ停止スルコトヲ得  
第七條 市町村立小學校ノ調導又ハ准調導第一條第一項ニ掲  
グル職ニ轉シタル場合ニ於テハ其ノ市町村立小學校教員加  
令俸ニ依リ勤続年數ハ之ヲ第一條第一項ニ規定スル勤続年  
數ニ通算ス小學校ノ正教員又ハ准教員ノ資格ヲ有シ市制町  
村制ヲ施行セサル地方ノ小學校教育規定ニ依リ公立小學校ニ  
在職スル者第六條第一項ニ掲グル職ニ轉シタル場合ニ付亦  
同シ  
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ學校ノ廢止又ハ學校編成ノ變更  
ニ因リ退職シタル者六十日內ニ第一條第一項ニ掲グル職ニ

在ル者師範學校長勤続加俸令ニ依リ勤続加俸ヲ受ケルトキ  
ハ本令ニ依ル年功加俸ハ之ヲ給セス本令ニ依リ現ニ受タル  
年功加俸ハ之ヲ停止ス  
第九條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外年功加俸ノ支給ニ關ス  
ル規定ハ地方長官之ヲ定ム  
附 則  
本令ハ大正九年十月分ヨリ之ヲ適用ス  
大正九年九月三十日現在ニ於テ勤続五年以上ニ達シタル者  
ハ本令ノ適用ニ付テハ同日ニ於テ勤続五年ニ達シタルモノ  
ト看做ス

別表

勤続年數	學校長、教諭、助教諭、合監		調導保婦准調導	
	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未満
勤続五年以上	百八圓乃至百三十二圓	六十圓乃至八十四圓	八十四圓乃至百八圓	三十六圓乃至六十圓
勤続十年以上	百五十六圓乃至百八圓	九十六圓乃至百二十圓	百三十二圓乃至百五十六圓	七十二圓乃至九十六圓
勤続十五年以上	二百十二圓乃至二百七十六圓	百三十二圓乃至百六十八圓	百九十二圓乃至二百五十二圓	百八圓乃至百四十四圓

第十七章 實業補習學校の教員



公立私立實業學校教員資格ニ

關スル規程(現行)

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業學校ノ教員タルコトヲ得
  - 一 學位ヲ有スル者
  - 二 大學ヲ卒業シタル者、大學ニ於テ試驗ニ合格シ學士ト稱スルコトヲ得ル者又ハ官立學校ノ卒業者ニシテ學士ト稱スルコトヲ得ル者
  - 三 文部大臣ノ指定シタル者
  - 四 教員免許令ニ依リ教員免許狀ヲ所有スル者
- 第二條 一般ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ實業補習學校ノ教員タルコトヲ得
  - 一 實業補習學校教員養成所卒業者
  - 二 小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者
  - 三 實業ニ關スル特別ノ知識經驗ヲ有スル者ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ實業補習學校ノ教員タルコトヲ得
  - 三條 第一條又ハ第二條ノ二ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其ノ從事セントスル學校ノ種類、程度、學科並ニ擔任ノ學科目ヲ記載シタル願書ニ履歷書ヲ添ヘ當該官廳ニ申請スヘシ

第四條 特別ノ必要アルトキハ公立實業學校ニ在リテハ地方長官、私立實業學校ニ在リテハ設立者ニ於テ第一條乃至第二條ノ二ノ資格ヲ有セサル者ヲ教員トシテ採用スルコトヲ得

- 前項ニ依リ採用シタル教員ハ公立實業學校ニ在リテハ教諭及助教諭ト稱スルコトヲ得ス
- 第四條ノ二ノ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニアラサレハ公立實業補習學校ノ教諭ト稱スルコトヲ得ス
  - 一 一般ノ實業學校ノ教員タルコトヲ得ル資格ヲ有スル者
  - 二 修業年限二年ノ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者
  - 三 前號以外ノ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者ニシテ三年以上助教諭ノ任ニ在リタルモノ
  - 四 小學校本科正教員又ハ小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者ニシテ六年以上助教諭ノ任ニ在リタルモノ
- 實業補習學校以外ノ公立學校ノ教諭又ハ助教諭ノ任ニ在リタル者ハ前項ノ規定ニ拘ラス公立實業補習學校ノ教諭ト稱スルコトヲ得
- 第五條 職業學校及實業補習學校以外ノ實業學校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ノ二分ノ一ヲ超過スル場合及職業學校ニ於テ第一條ノ資格ヲ有セサル教員ノ數之ヲ有スル教員ニ超過スル場合ニハ公立實業學校ニ

在リテハ地方長官、私立實業學校ニ在リテハ設立者ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

- 前項ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ當該學校現在教員ノ氏名、履歷、資格、從事ノ學科、擔任ノ學科目及詳細ナル事由ヲ記載シタル書類ヲ添付スヘシ
- 實業補習學校ニ於テ第四條第一項ニ依リ採用スル教員數ノ制限ニ關シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルヘシ
- 第六條 本令ニ依リ文部大臣ニ提出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘク地方長官ハ其ノ意見ヲ具スヘシ
- 第七條 本令ハ實業專門學校ニ關シテ之ヲ適用セス
- 附則
  - 第八條 本令ハ明治四十一年四月一日ヨリ施行ス
  - 第九條 本令公布ノ際現ニ公立實業學校ノ教諭、助教諭又ハ訓導ノ職ニ在リテ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサル者ニ對シテハ第四條第二項ノ規定ヲ適用セス
  - 第十條 本令公布ノ際現ニ實業學校ノ教諭タル者ハ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有セサルモ引續キ同一學校ニ在職スル場合ニ限り本令施行ノ日ヨリ一箇年間第五條ノ關係ニ於テ第一條又ハ第二條ノ資格ヲ有スル職ノ數ニ算入ス

コトヲ得ル者ノ指定第二號各項ノ一ニ該當シ本令施行ノ際現ニ實業學校ノ教諭又ハ助教諭ノ任ニ在ル者ハ實業學校教員ノ資格ヲ有スルモノトス

本令施行ノ際現ニ實業補習學校ノ訓導ノ任ニ在ル者ハ實業補習學校教員ノ資格ヲ有スルモノトス

本令施行ノ際現ニ實業補習學校訓導ノ職ニ在ル者ニシテ第二條ノ資格ヲ有スルモノニ付テハ第四條ノ二ノ適用ニ關シ助教諭ノ在職年數ヲ相當斟酌スルコトヲ得

大正十一年三月三十一日マテニ設置セラレタル實業補習學校教員養成所ニ準スヘキ施設ニシテ文部大臣ノ指定シタルモノハ本令ノ適用ニ關シ實業補習學校教員養成所ト看做ス

大正十一年文部省令第五號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ於テ文部大臣ノ認可シタル者ノ公立私立實業學校教員資格ニ關シテハ從前ノ例ニ依ル

公立私立實業學校教員資格ニ關スル規程中改正ニ付依命通牒

大正十年三月二十五日 實業事務局局長 各地方長官宛

大正九年十二月十八日文部省令第三十四號ヲ以テ標記ノ件改正ニ付左記ノ事項御了知相成度

第十七章 實業補習學校の教員



- 一、規程第二條ノ二ノ精神ハ實業補習學校ノ實業科目擔任教員ヲ總テ第二條該當者ノミニ求ムルハ土地ノ情況ニ依リ困難ナ場合モアリ又科目ニ依テハ第二條ノ資格ヲ有セザルモ特殊ノ技能アル者ニ之ヲ受持タシムルヲ適當トスルコトアルヘキニ依リ實業ニ關シ特殊ノ知識經驗ヲ有スル者ニハ、特ニ其ノ資格ヲ認ムルコト、ナツタ次第デアリマスカラ、之ガ認可ニ就テハ十分慎重ニ審査セラレベキコト
- 二、實業學校令並公立學校職員制改正ノ結果公立實業補習學校ノ教員ハ他ノ實業學校ノ教員ト同様教諭又ハ助教諭ト稱スルコト、ナリマシタガ規程第四條ノ二中第三號及第四號ニ該當スル者ヲ教諭ト爲ス場合ハ單ニ其ノ在職年數ノミニ依ラズ既往ノ成績等ヲモ參酌シ慎重ニ詮衡セラレベキコト
- 三、附則第四項ニ依リ相當斟酌シ得ル助教諭ノ在職年數ニ

### 三 教員の養成

實業補習學校教員の養成に關しては、從來府縣立農業學校、又は農事試驗場などに於て、六月乃至一ケ年の修業年限で實行した所もあつたが、併し何等據るところの規程はなかつたのであ

- 四、實業補習學校教員養成所ニ準スヘキ施設ニシテ附則第五項ニ依リ文部大臣ノ指定ヲ受ケントスルトキハ左記ノ事項ヲ具シ申請スルコト
- 名稱
- 位置
- 沿革
- 規則（創立以來規則ニ變更アリタルトキハ變更前ノ規則ヲモ添付スルコト）
- 生徒定員及生徒數
- 最近年度ノ經常費豫算
- 教員ノ氏名、資格、學業經歷、擔任學科目及專任兼任ノ別
- 創立以來毎年度卒業者ノ員數及卒業者現在ノ情況

る。然るに文部省でも實業補習學校の實績を擧るには、專任教員の設置を認められ、國庫より專任教員俸給補助の途を開かれ、又これが專任教員養成の必要と認められ、その據るところの法令を制定されて、大正十年よりこれを實施してゐるが、本年までに三十三府縣に設置せられ、養成所の數は三十六で、内男子は三十三、女子三養成所である。修業年限は、愛知、長野、山形、宮崎の四養成所は二年であるけれども、他は一年である。

#### 實業補習學校教員養成所令並同施行規則ノ制定

實業補習學校ノ實狀ヲ見ルニ、教員ハ多クハ小學校教員ノ兼務ア、專任教員ヲ有スル學校ハ全國中其ノ數甚タ少イノデアル。此ノ如ク一意學校ノ事ニ當ルヘキ專務者ニ乏シクテ、克ク其ノ實績ヲ擧ケルハ洵コト至難ノ事ト謂ハナケレハナラナイ。政府ハ此ノ點ニ鑑ミテ實業教育費國庫補助法ニ改正ヲ加ヘ、斯教育ニ對シ新ニ國庫補助ノ途ヲ開キ、之ヲ專任教員増置ノ資ニ充テシメルコト、シタカラ、今後ハ各府縣トモ漸ク進ウテ專任教員ノ増加ヲ見ルニ至ルデアラウケレドモ之ガ爲ニハ又一面ニ於テ益々斯種教員ノ養成ヲ圖リ、教員素質ノ改善ヲ策シ優良ナル教員ヲ潤澤ニ供給スルノ途ヲ講ゼナケレバナラナイ。地方ニ於テモ既ニ之ガ必要ヲ認メ、其ノ施設

#### 第十七章 實業補習學校の教員

ヲ爲セルモノモ亦少クナイガ、從來此ノ機關ニ付テハ何等法令ノ據ルヘキモノカナカツタ爲、此等ノ施設亦甚ダ不完全デアルノハ斯種教員養成上實ニ遺憾トスヘキコトデアル。仍テ今回新ニ實業補習學校教員養成所令並同施行規則ヲ制定シ、養成機關ノ設置廢止並其ノ組織設備教員等ニ關シ、新ニ規定ヲ設ケルコトトシタ。故ニ未タ其ノ施設ナキ地方ニ於テハ、成ルヘク速ニ之ヲ設置シ、既ニ其ノ施設アル地方ニ於テモ力メテ之ガ整備充實ヲ圖リ、以テ本制度設置ノ趣旨ニ副ワコトカ緊要デアル。茲ニ教員養成所令並同施行規則ノ要項ヲ述ブレバ、次ノ通りデアル。

(一) 實業補習學校教員養成所ハ主トシテ道府縣ニ於テ之ヲ施設スルヲ適當トスルケレトモ、大都市等ニ於テ工業、商業等ノ補習學校教員ノ爲ニ施設スルガ如キモ亦望マシキコトデアルカラ、養成所ハ之ヲ道府縣立又ハ市立トシタ。而シテ該



機關ハ之ヲ獨立シテ設ケル外、其ノ設置ヲ容易ナラシムル爲  
公立實業學校、師範學校若ハ實業ニ關スル獨立ノ試驗場、講  
習所等ニ併設スルコトトシタ。

(二) 本所ニ入學ヲ許スヘキ者ハ、尋常小學校卒業程度ヲ以  
テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校、若ハ之ト同  
程度ノ實業學校卒業シタ者、又ハ師範學校卒業シタ者ヲ  
本體トシタケレドモ、尙中學校若ハ高等女學校卒業シタル  
者、小學校本科正教員、小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル  
者ニハ入學資格ナラハ、又尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資  
格トスル修業年限三年以上ノ實業學校卒業シタ者以上實業  
ニ關スル經驗ヲ有スル者、其ノ他之ニ準スヘキ者ヲ相當ノ學  
力ヲ有スルモノハ之ヲ入學シ得ルコトトシタカラ、善ク入學  
志望者ノ情況等ヲ考察シ、收容其ノ宜シキヲ得ルコトニ留意  
セナケレバナラナイ。而シテ養成所ノ修業年限ハ之ヲ二年ト  
爲スチ最モ可トスルケレドモ、此等卒業者ヲ要スルコト頗ル  
急ナル今日ニ於テ、俄ニ完全ヲ望ムコトハ困難デアラカラ、  
修業年限ハ最短チ一年ト爲スコトトシタ。

(三) 學科目ニ修身、教育、法制、經濟並實業ニ關スル學科  
目及實習ヲ必修ノ科目トシ、女子ニ對シテハ修身、教育、家  
事、裁縫並實業ニ關スル學科目及實習ヲ必修ノ科目トシタ  
然レドモ師範學校卒業者等、既ニ教育ニ付相當ノ學力アル者  
シテハ、教育ハ之ヲ課セサルコトヲ認ム、又生徒ノ素養

及養成セントスル教員ノ種類ニ應ジ國語、數學、外國語、簿  
記、社會學大意、其ノ他ノモノヨリ適當ノ科目ヲ選擇シテ之  
ヲ加設シ得ルコトトシタ。學科目ハ勿論其ノ教授時數ノ如キ  
モ、深ク之ヲ考慮シテ最モ適當ニ課程ヲ定メルコトカ必要テ  
アル。

(四) 本所ノ教諭及助教諭ハ、一般ノ實業學校教員タルコト  
ヲ得ル資格ヲ有スル者ニ限ルコトトシタ。而シテ職員ノ待遇  
官等等級ニ關シテハ、所長ハ實業學校ノ學校長ノ例ニ準シ教  
諭、助教諭、書記等ハ實業學校ノ教諭、助教諭、書記等ノ例  
ニ準スルコトトシ、教諭ニシテ兼任官ノ待遇ト爲スコトヲ得  
ル者ノ員數ハ、亦之ヲ實業學校ノ場合ト同一ニシ、其ノ他教  
員ノ俸給ハ實業學校職員ニ關スル規定ヲ準用シ、分限ニ關シ  
テハ公立學校教員分限令ヲ準用スルコトトシタ。

(五) 本所ニハ教室、實驗室、實習場等ヲ設ケ、又器具、機  
械、標本、圖書等ヲ設備スル必要カアルノテ、之ニ關スル規  
定ヲ設ケルコトトシタ。此等ノ設備ハ成ルベク教授上支障  
ナキコトヲ期セナケレハナラナイ。

(六) 現ニ實業補習學校教員ノ職ニ有ル者等ニ對シ、時々必  
要ノ講習ヲ爲スコトハ其ノ學力ヲ補充シ教授ノ實効ヲ擧ケル  
ニ極メテ緊要ノコトデアラカラ、本所ニ於テ一面又斯ノ如キ  
施設ヲ爲サシメル爲、講習科ヲ設ケ得ル規定ヲ加ヘタ。宜シ  
ク地方ノ實況ニ照シ隨時適切ナル講習ヲ行ヒ、以テ廣ク教員

實力ノ養成ヲ圖ルコトニ力メナケレハナラナイ。

(七) 優良教員ノ養成ヲ圖ル爲、在學中生徒ニ學費ヲ給與、  
スルハ頗ル有効ノ方法デアツテ、之ト共ニ一面ニハ其ノ卒業  
者ニ對シ、一定ノ期間實業補習學校教員タルノ義務ヲ負ハシ  
メルコトモ亦之ヲ必要トスルカラ、今回施行規則中之ニ關ス  
ル條項ヲ加ヘタ。然レトモ此等學費ノ給與及卒業後ノ服務ニ  
關スル事項ハ、固ヨリ一律ニ律スルコトカ出來ナイカラ、宜  
シク地方ノ事情ニ應ジ夫々適當ニ之ヲ定ムヘキデアアル。

### 實業補習學校教員養成所令

勅令第五百二十一號 (大正九年十月三十日官報)

第一條 北海道府縣及市ニ於テ設置スル實業補習學校教員養  
成所ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 實業補習學校教員養成所ノ設置及廢止ハ支部大臣ノ  
認可ヲ受クヘシ

第三條 實業補習學校教員養成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

教諭

助教諭

書記

前項ノ職員ノ外寄宿舎ノ設アル養成所ニハ舍監ヲ置ク  
第四條 所長ハ兼任官ノ待遇トス地、長官ノ監督ヲ承ケ所務  
第十七章 實業補習學校の教員

ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第五條 教諭ハ兼任官又ハ兼任官ノ待遇トシ助教諭ハ兼任官  
ノ待遇トス生徒ノ教育ヲ掌ル

教諭ニシテ兼任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ニ關シ  
テハ公立學校職員制中實業學校ニ關スル規定ヲ準用ス

合應ハ教諭又ハ助教諭ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ指揮ヲ承ケ寄  
宿舎ノ事ヲ掌ル

第六條 書記ハ兼任官ノ待遇トス所長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從  
事ス

第七條 實業補習學校教員養成所職員ノ待遇官等等級ニ關シ  
テハ公立學校職員待遇官等等級令中實業學校職員ニ關スル  
規定ヲ、俸給旅費其ノ他諸給與ニ關シテハ公立學校職員俸  
給令中實業學校職員ニ關スル規定ヲ、分限ニ關シテハ公立  
學校職員分限令ヲ準用ス

第八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外實業補習學校教員養成  
所ノ設置、廢止、入學資格、修業年限、學科及學科目並教  
諭及助教諭ノ資格等ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 實業補習學校教員養成所施行規則

文部省令第三十三號 (大正九年十二月十八日官報)



第一條 實業補習學校教員養成所ノ修業年限ハ一年乃至二年トス

第二條 實業補習學校教員養成所ノ學科目ハ修身、教育、法制、經濟並實業ニ關スル學科目及實習トス但シ女子ニ付テハ家事、裁縫ヲ加ヘ法制、經濟ハ之ヲ缺クコトヲ得

第三條 第一項第二號ニ該當スル者又ハ之ニ準スヘキ者ニ付テハ教育ハ之ヲ課セサルコトヲ得

第一項學科目ノ外國語、數學、外國語、簿記、社會學大意其ノ他必要ナル學科目ヲ加設スルコトヲ得

第三條 實業補習學校教員養成所ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノタルヘシ

一 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限五年以上ノ實業學校又ハ之ト同程度ノ實業學校ヲ卒業シタル者

二 師範學校ヲ卒業シタル者

前項ノ外中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者、小學校本科正教員、小學校專科正教員ノ免許狀ヲ有スル者若ハ尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修業年限三年以上ノ實業學校ヲ卒業シ二年以上實業ニ關スル經驗ヲ有スル者其ノ他之ニ準スヘキ者ニシテ相當ノ學力アリト認メタルモノ

ハ之ヲ入學セシムルコトヲ得

第四條 實業補習學校教員養成所ニハ講習科ヲ設クルコトヲ得

第五條 實業補習學校教員養成所ノ教諭及助教諭タルコトヲ得ル者ハ一般ノ實業學校教員タルコトヲ得ル資格ヲ得スルモノタルヘシ

第六條 實業補習學校教員養成所ハ公立學校又ハ實業ニ關スル公立ノ試驗場若ハ講習所ニ併設スルコトヲ得

第七條 實業補習學校教員養成所ニ於テハ教室、實驗室、實習場、器具、機械、標本、圖書其ノ他教授上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第八條 實業學校設置廢止規則ハ實業補習學校教員養成所ノ設置廢止ニ關シ之ヲ準用ス

第九條 實業補習學校教員養成所生徒ノ學費ノ給與及卒業後ノ服務ニ關スル事項ハ地方長官等ヲ定ム

附則  
本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令ノ規定中之ニ依リ難キモノニ付テハ大正十一年三月三十一日マテ之ヲ斟酌スルコトヲ得

### 四 教員の檢定

實業補習學校の教員としては、小學校正教員の資格あれば、その資格を有するにより、小學校の本科正教員又は同專科正教員の檢定を受けてその資格を得るやうにしてもよろしいが、大正十一年一月、實業學校教員檢定に關する規定が公布されたから、この檢定によりて資格を得れば、一般實業學校の教員となり得らるゝ次第故、一層よろしいことと思ふ。

#### 實業學校教員檢定ニ關スル規程

(大正十一年一月二十四日官報)

第一條 實業學校教員檢定ハ受檢者ノ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ

第二條 檢定ヲ爲スヘキ學科目ハ實業ニ關スル學科目中ニ就キ之ヲ定メ文部大臣告示ス

第三條 試驗檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試驗檢定ハ隨時之ヲ之ヲ

試驗檢定ノ出願期限ハ文部大臣之ヲ告示シ試驗施行ノ期日及場所ハ教員檢定委員會長之ヲ報告ス

第四條 檢定ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ願書ニ左ノ書類ヲ添ヘ試驗檢定ニ在リテハ其ノ住所地方廳ヲ經由シ無試驗檢定ニ在リテハ其ノ住所地方廳又ハ當該學校ヲ經由シテ文部大臣ニ出願スヘシ

#### 第十七章 實業補習學校の教員

- 一 第二號書式ノ履歷書
- 二 受檢資格ニ關スル學校卒業證書、教員免許狀又ハ認可指令ノ寫
- 三 第五條第一號、第二號、第四號、第五號及第九號ニ該當スル者ニ在リテハ第三號書式ノ當該學校長證明書、同條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ第四號書式ノ試驗檢定合格證明書、同條第六號ニ該當スル者ニシテ教員免許狀授與地方廳以外ノ地方廳ヲ經由スル場合ニ在リテハ第五號書式ノ授與地方廳證明書
- 四 第六號書式ノ醫師法ニ依ル醫師ノ身體檢查書
- 地方長官又ハ當該學校長ハ本人ノ性行ニ就キ意見ヲ具申スヘシ
- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得
  - 一 實業學校又ハ實業補習學校教員養成所ヲ卒業シタル者



- 二 中學校、高等女學校、高等女學校實科又ハ實科高等女學校ヲ卒業シタル者
- 三 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試驗檢定ニ合格シタル者
- 四 專門學校入學者檢定規程第八條第一號ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定ヲ受ケタル者
- 五 徵兵令第十三條又ハ文官任用令第六條ニ依リ中學校ト同等以上ト認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者
- 六 小學校本科正教員、尋常小學校本科正教員、小學校專科正教員又ハ小學校准教員ノ免許狀ヲ有スル者
- 七 教員免許令ニ依リ教員免許狀ヲ有スル者又ハ本令施行前實業學校教員資格ニ關シ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル者
- 八 外國ニ於テ實業學校、師範學校、中學校又ハ高等女學校ニ準スヘキ學校ヲ卒業シタル者
- 九 文部大臣ニ於テ適當ト認定シタル學校ヲ卒業シタル者
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ無試驗檢定ヲ受ケルコトヲ得
  - 一 相當ノ學歷ヲ有シ實業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ五年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ教授ヲ擔任シ成績優良ナル者

- 二 實業補習學校教員養成所ヲ卒業シ三年以上教職ノ職ニ在リ且檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ教授ヲ擔任シ成績優良ナル者
- 三 實業學校ヲ卒業シ五年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ニ關スル實地ノ經驗ヲ有シ技術優良ナル者
- 四 五年以上實地ノ經驗ヲ有シ實業學校ニ於テ三年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ實習教授ヲ擔任シ成績優良ナル者
- 五 第五條第一號乃至第八號ニ該當スルモノニシテ教員無試驗檢定ニ關シ文部大臣ノ許可ヲ受ケタル學校ヲ卒業シ成績優良ナル者
- 六 實業專門學校又ハ同等以上ノ學校ヲ卒業シ實業學校又ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ三年以上檢定ヲ受ケムトスル學科目ノ教授ヲ擔任シ成績優良ナル者
- 第七條 試驗檢定ヲ分チテ豫備試驗及本試驗トス但シ豫備試驗ハ便宜之ヲ行ハサルコトアルヘシ
  - 豫備試驗ヲ施行スル學科目ニ在リテハ豫備試驗ニ合格シタル者ニアラザレハ本試驗ヲ受ケルコトヲ得ス
  - 豫備試驗ニ合格シタル者ハ次ノ試驗檢定ニ同一學科目ニ就キ出頭スル場合ニ限り豫備試驗ヲ免ス
- 第七條ノ二 豫備試驗ハ願書經由ノ地方廳所在地ニ於テ之ヲ行フ

- 前項試驗ノ施行ハ東京府ヲ除クノ外地方長官之ヲ監督ス本試驗ヲ行フヘキ場所ハ教員檢定委員會長ニ於テ之ヲ公告ス
- 第八條 不正ノ方法ニ依リ檢定ヲ受ケムトシタル者又ハ試驗ニ關スル規程ニ違背シタル者ハ當該檢定ヲ受ケルコトヲ得ス檢定ニ合格シタル後前項ノ事實發覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トスルコトアルヘシ
- 第九條 本令中實業學校ニハ實業補習學校ヲ包含セス
- 附 則
  - 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
  - (書式略ス)
  - 文部省告示第五十二號
  - 實業學校教員檢定ニ關スル規程第二條ニ依リ無試驗檢定ヲ爲ズヘキ學科目ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一、測量實習 一、探礦實習 一、冶金實習 一、分拆實習
- 一、鑛業實習 一、鍍金實習 一、織物實習 一、色染實習
- 一、紡績實習 一、製版實習 一、印刷實習 一、家具實習
- 一、作物實習 一、彫金實習 一、鍍金實習 一、鍍金實習
- 一、皮革實習 一、描金實習 一、木地實習 一、彫塑實習
- 農 業 ノ 部
  - 一、耕種 一、蠶業 一、畜産 一、農藝化學 一、農業經濟
  - 一、林業 一、獸醫 一、農場實習 一、蠶業實習
  - 一、林業實習 一、蹄鐵實習
- 商 業 ノ 部
  - 一、商事要項 一、簿 記 一、商業算術 一、商 品
  - 一、商業英語 一、支那語 一、珠 算 一、商業實踐
  - 一、タイプライチンク
- 商 船 ノ 部
  - 一、航海術 一、運用術 一、機關術 一、運用技業
  - 一、機關技業
- 水 産 ノ 部
  - 一、漁 撈 一、製 造 一、養 殖 一、漁學實習
  - 一、製造實習 一、養殖實習

### 五 教員 の 修 養

第十七章 實業補習學校の教員



確乎たる信念なくんば、小兒だも服せしむる能はずと云ふ言葉があるが、實業補習學校の生徒は小學校の兒童とは異なつて居る次第であるから、青年は容易に教師の識見を知ることが出来る故に、補習學校の教育の任に當る人は、修養を積んで其の任に堪へるやうに研究努力しなければならぬことと思ふのである。斯く人格の上に學術の上に修養を積んで、青年より一步先の人たることを要するのである。又補習學校の任に當る所の人は、青年は活動を好むものであるから、出来るだけ敏活なる動作をなすやうにして欲しいのである。且つ補習學校は、晝間教授は少く、多くは夜學であるが、夜學の學校は、晝間教授の學校とは大に趣きを異にして居る爲に、晝間教授の學校に比較すると、教材の研究教授の準備等に就ても、十分になさなければならず、晝間教授の學校に比較すると困難を感じる點が多いのである。故に補習學校の教員たる人は、第一に補習學校を厄介視せぬ人になつて貰はなければならぬ。殊に農村の補習學校の教育に従事する人は、農村を研究し、農村及び農民の實際に通曉するやうに、不斷の研究準備が必要である。尙農村民の生活に對し深甚の同情を拂ふ人たることを要するのである。

其の教員の修養の爲には、自ら修養に努めると共に、其の機關を設ける必要があると思ふのである。教員の修養機關としては、縣又は郡等に於て實業補習教育の研究會を催すやうにして欲しい。

い。殊に只今は専任教員を置いて日淺く、立派な成績を挙げた経験を有する専任教員は、極めて少い時であるから、初めて専任教員となつた方の範とすべき教師は無いといつてよい有様である。小學校であれば、先輩があつて後輩を導いて呉れるけれども、實業補習學校の専任教員には、その先輩がないのであるから、専任教員の方々のみで、研究會を作りて研究したことを發表し、又は其の経験したことを話あひ、互に研究しあひ、互に助け合ふといふことは、専任教員の修養上に必要なるばかりでなく、御互に力になり、其の進むべき途も悟り得、安心して其の職務に努力することが出来、従つて其の職分を完ふすることを得、一層實業補習教育の振展に貢献することが出来るやうになることと信ずる。

又土地の狀況を同じくする地方の補習學校では、相集つて研究會を開き、其の教育に關する研究をなすことも一の方法であると思ふ。その他補習學校教員に對する講習會を縣郡などに於て催すことも修養の一であると思ふ。



## 第十八章 實業補習學校の經費

### 一 經常費

金國の實業補習學校に要する經費、その一校當り平均額等に就きては第六章に於て既に述べた次第であるが、實業補習學校としては大體何程の經費を要すべきか、大體の標準を研究することが必要のことと思ふ。そこで實業補習學校に近い程度の學校の經費を調べて見ると、大正十年度小學校の經費は一學級當り平均一、二六二圓、低度の實業學校の經費は一學級當り平均工業は三、九六五圓、農業二、九六一圓、商業は二、三八八圓、職業學校は二、〇五一圓である。是に由り常設の晝間補習學校で、小學校に併設したものでは、其の施設によりて其の一學級當りの經費は、少くも、小學校とこれ等實業學校との平均一、六〇〇圓乃至二、五〇〇圓位は要することと思はるゝも、獨立校舍を有してゐるものであつて其の教育の充實を期すれば、やはりこの低度の實業學校に準ずる經費を要することと思はるゝ、尙常設の夜間補習學校、又は晝間でも毎週全日或は半日を數日教授する補習學校であれば、約其の二分一八〇〇圓内外は要することと思はるゝ次第であ

る。而して季節的實業補習學校であれば、一學級當り何程位を要するかといふに、季節的補習學校でも、その實業科及び裁縫家事受持の教員は、なるべく専任教員を置き、普通科の教員は多くは兼任者である。見做し、且つ其の學級の授業日數及び教授時數等を考へて見ると、其の一學級當りの經費は、小學校と低度實業學校との平均一學級當りの四分一位に大體相當するやうに思はるゝにより、これを計算して見ると、季節的補習學校を通じて大體一學級當り經費は約五百圓となる。而して女子のみの實業補習學校であれば、多くは常設と思はるゝし、若し季節的のものありとすれば、前の季節的補習學校に準じて考へてよからうと思ふ。これを實際と對照して見ると、専任教員を置き、相當に成績を擧げて居るといふ補習學校の經費に近くなる次第であるから大體の標準としてはこの邊の處かと思はるゝ次第である。

尙市町村の補習學校經費は、其の小學校費に對して何程位に當るべきかを研究して見やうと思ふ。前期、後期を義務教育的に收容するものとして、地方の實際により大體考へて見ると、小町村即ち學級數の少き小學校に併設の實業補習學校では、其の小學校の學級數の二分の一、大町村即ち學級數の多き小學校に併設の實業補習學校では、其の小學校の學級數の三分一位になるやうに思はるゝ次第であるから、小町村では小學校費の約二割五分、大町村及び市では小學校費の



約二割位に當ることと思はる。

猶農村で研究科を置くこととすると、その研究科の經營によりては、補習學校費は小學校費の二割五分乃至三割以上にもなることと思ふのである。

## 二 基本財産

補習學校の永遠の維持發達の上より考へても、基本財産を設くるやうに計畫を立てねばならぬことと思ふ。其の方法としては小學校の基本財産と併せ行ふて差支ないことであるが、町村の補習學校では補習學校の分丈は別に之を設置し、青年、處女をして我等の學校のためといふ考を持たしめ、實習の賣上代とか、品評會の出品物の寄附とか、何等かの共同作業をなすとかして、基本財産の積立をなさしむるも一方法と思ふのである。

## 三 實業補習教育費國庫補助

實業補習教育の振興を圖るために、實業補習教育費國庫補助の途を開き、主として専任教員の俸給に補助せらるることとなり、左の通牒及補助要項を地方長官に發せられたが、爾來専任教員は

年々増置せられ、補習教育の發達を助けることが顯著である。

文部次官ノ通牒（大正九年八月二十四日）

實業補習教育ハ、御配慮ニ依リ、近年著シク普及シマシテ、學校數カ一萬三千ノ多キヲ算スルセウニナリマシタノハ、誠ニ喜ハシイコトデアリマス。然シ、其ノ内容實質ニ至ツテハ甚ダ遺憾ノ點カ多イノテ、之ガ改善達達ヲ圖ルノハ刻下緊要ノコトデアリマス。此ノ方面ニ於テ施設ヲ要スルコトハ多クアリマスガ、就中専任教員ノ増置ハ、洵ニ急務デアリマスカラ、今回、國庫ハ之ガ獎勵ノ爲メ、補助金ヲ支出シ、道府縣ニ交付スルコト、ナリマシタ。就テハ、別途通牒ニ基イテ最も有効ニ之ヲ使用スルコトニ努メラレタシ。尙一面ニ於テハ、斯種學校教員ノ養成モ極メテ肝要ナコトデアリマスカラ、其ノ機關ノ完備ヲ圖リ優良ナル教員ノ充實ヲ期セラレンコトヲ望ミマス。又實業補習教育ハ小學校教員其ノ他ノ兼務者ニ俟ツ所甚ク多イノデアリマスガ、現在ノ状態ニ於テハ、其ノ待遇ガ菲薄デアツテ、勤勞ノ重キニ伴ハサル憾ガアリマス。政府ハ其ノ待遇改善ノ緊切ナルコトヲモ認メマスケレドモ、國庫財政上許サナイモノガアリマスカラ、此ノ點ニ就テハ、鋭意郡市町村ヲ督勵シ、且ツ道府縣等ニ於テモ、之ニ對シテ補助金ヲ支出スル等適當ノ方法ヲ講セラレ、其ノ待遇改善ノ實ヲ舉ゲル様、併テ御配慮ヲ望ミマス

實業學務局長通牒（大正九年八月二十四日）

別途文部次官ヨリ通牒ノ運リ今回國庫ハ實業補習學校専任教員ノ増置ヲ獎勵スルノ趣旨ヲ以テ本年度ニ於テ補助金十五萬圓（年額三十萬圓ノ見込）ヲ支出スルコトニナリマシタ、就テハ道府縣ニ對スル分配交付額ハ適當ナル標準ニ據リ之ヲ定メ追テ通知シマスカラ、該交付金ハ之ヲ別記要項ニ基キ貴管内實業補習學校ノ専任教員増置ノ費ニ充テ最も有効ニ之レヲ使用セラル、様十分御配慮ヲ望ミマス、命ニ依リ通牒致シマス

### 實業補習教育補助要項

第十八章 實業補習學校の經費



第一、實業教育園庫補助法第六條ノニ依リ實業補習教育獎勵ノ爲交付セラレタル補助金ハ地方長官ニ於テ左記各號ノ條件ニ依リ之レヲ使用スルコト

一 第二項ノ一乃至四ノ條件ヲ具備スル學校ニシテ當該年度ニ新ニ專任調導ヲ置キ若ハ專任調導ヲ増員シ俸給年支給額四百八十圓以上ヲ給スル者ノ俸給ニ對シテ補助スルコト

二 補助金額ハ各人ノ俸給額ノ三分ノ二以内トシ一人ニ對スル年額ハ六百圓ヲ超ヘサルコト

三 前各號ニ依リ補助金ヲ交付シ剩餘ヲ生ジタルトキハ第一號以外ノ專任調導中俸給年支給額四百八十圓未滿ノ者ニシテ同額以上ニ増俸スル者ニ對シ年額四百圓ヲ超ヘサル限度ニ於テ其ノ増加額ノ三分ノ二以内ノ補助金ヲ交付スルヲ得ルコト

四 補助期間ハ三年以内トシ一年毎ニ補助金額ヲ更定スルモ差支ナキコト

第二、補助金ヲ交付スル學校ハ左記各號ノ條件ヲ具備スルモノタルコト

一 修業年限  
二年以上タルコト但シ高等小學校卒業以上ノ者ノミヲ收容スル學校ニ在リテハ一年以上タルコト

二 授業時數  
農業補習學校及水産補習學校ニ在リテハ一年二百時(實習ヲ除ク)以上タルコト但シ高等小學校卒業以上ノ者ノミヲ收容スル學校ニ在リテハ一年百五十時以上タルコト、工業補習學校、商業補習學校及商船補習學校ニ在リテハ一年三百二十時(實習ヲ除ク)以上タルコト但シ高等學校卒業以上ノ者ノミヲ收容スル學校ニ在リテハ一年二百四十時以上タルコト

三 生徒數

農業補習學校、水産補習學校及商船補習學校ニ在リテハ四十人以上タルコト

工業補習學校及商業補習學校ニ在リテハ八十人以上タルコト

四 經費及設備等相當ナルコト

第三、第一項ノ國庫交付金ニ對シ北海道地方費又ハ府縣費ヲ以テ相當補充ヲナスコト此ノ場合ニ於ケル補充金額ノ用途ニ付テハ第一項及第二項ノ條件ニ據ラサルヲ得ルコト

第四、地方長官ハ其ノ年度實業補習學校經費、道府縣都市實業補習學校補助費、獎勵費、實業補習學校教員養成費講習費ノ豫算額並ニ公立私立實業補習學校數及教員數ヲ取調ヘ別紙様式第一號ニ依リ毎年五月末日マテニ文部大臣ニ報告スルコト

第五、地方長官ハ補助金ノ收支決算ヲ別紙様式第二號ニ依リ翌年度四月末日マテニ文部大臣ニ報告スルコト

第六、地方長官實業補習學校ノ補助ニ關スル規程ヲ定メタルトキハ遲滞ナク文部大臣ニ報告スルコト

第七、第二項ノ學校ノ種類ハ實業學科ノ種類ニ依リ區分スルコト

二學科以上ヲ併置シタル學校ニ付テハ其ノ一學科以上第二項ノ要件ニ適合スルモノタルコト

第八、特別ノ事情アルトキハ本年度ニ限リ第二項ノ要件ノ一部ヲ缺クコトヲ得ルモ此ノ場合ニ於テハ豫メ當省ノ承認ヲ求メラルハコト

第九、本年度ハ第四項ノ報告ヲ要セザルコト



## 第十九章 實業補習教育の促進

### 一 實業補習教育に對する輿論の作興

實業補習學校の規程は大正九年末に改正せられ、大正十年度より之を實施することになつたけれども、其の改正規程の本旨が一般民衆に周知せられざるは勿論、今尙斯教育當事者にして其の本旨を明かにせざる者も少くない有様であるから、斯教育の振興を期するには、第一に其の本旨を一般に周知せしめ以て輿論の作興を期することが最も急務と信するのである。今其の周知せしむる方法を舉げて見れば、左の通りである。

一、講演會を開くこと 本省に於ては大正十年以來全國須要の地十二ヶ所に於て實業補習教育の講演會を開いたのであるが、尙本省に於て開く外、各府縣に於ても、府縣又は教育會などの主催の下に、又は師範學校代用附屬小學校に併設したる補習學校の主催で、研究會講演會などを開いて居る所もあるが、是等の會合は、尙一層各地に於て開くことが、今日の場合に於て急務の一と思ふ。

二、府縣郡市に於ける通俗教育講演會等に於ける活動寫眞、幻燈等を利用して、補習教育の宣傳をなすことが、又周知せしむる方法として必要なことと思ふ。是等のことは既に多くの地方に於て試みられて居ることである。

三、其の他種々の會合の時を利用して之が宣傳をなすことも亦必要であると思ふ。

### 二 實業補習教育の普及

實業補習學校の設置は、大正十三年度に約一萬五千校の多きに及んだけれども、今尙補習學校の設置なき市町村あり、女子部の設けな市町村が多い有様であるから、之が設立の普及を計るのには、又斯教育の振興促進上急務の一であると思ふのである。其の方法としては左の通りである。

一、都市に於ては、工場、商店、會社等と聯絡を執つて實業補習教育に關する協議會を催すなどして、之が促進を計ることが必要であると思ふ。尙文部省としても都市の學務課長の會合を催して、之が普及に關する攻究をなすことが必要であると思ふ。

二、市町村の學務委員及び有志をして、優良實業補習學校の視察をなさしむること、百聞一見に如かずで、是等の人に優良なる補習學校を視察せしむることが、實業補習學校振興上極めて効



果の著しきものである。是は未だ試みざる地方では、是非試みて欲しいことである。

三、町村の青年團員幹部及び中堅團員をして、優良實業補習學校の參觀をなさしむること、是亦、是非試むべきことである。

四、普及上種々の宣傳をなすこと。

### 三 實業補習教育指導機關の設置

實業補習學校の施設經營に關しては、斯教育當事者も、規程改正後日猶淺く、之が研究に着手したばかりの者多く、漸く力を入れるやうになつたのも、昨年頃よりと思はるゝのであるから、今猶各學科目の課程表より、教材の選擇及び排列、實習の指導、其他設備、教授訓練上に關することに至る迄、其の方針に迷うて居る者が少くない。されば今日に於て之が指導をなすことは斯教育振興上急務中の一であると思ふのである。其の方法を舉げて見れば、左の通りである。

一、各府縣では實業補習學校の規程の改正せられたる後に於て、其の府縣實業補習教育の施設標準を示して居る縣が多いのであるが、未だ其の施設標準を示さざる府縣に於ては、早く制定して之を示すことが、亦必要なことである。

二、文部省には、實業補習教育主事を置いて指導監督の任に當らしめて居るが、各府縣に於ても亦本省に於ける主事と同様の任務を執る者を置く必要があるだらうと思ふ。

三、實業補習教育の施設經營の打合せをなす爲に、文部省に於ても各府縣の實業補習教育の主任者の會合を催し、或は實業補習學校教員養成所長の打合せを開き、或は實業補習學校長會などを催し、之が研究をなすことが必要であると思ふが、各府縣郡に於ても、其の管下の實業補習學校長會、又は實業補習教育研究會を開きて、其の施設經營に關する研究をなすことが、今日に於て急務であると思ふ。研究會を開く外講習會を開くことも亦一方法であると思ふ。

### 四 實業補習學校内容の改善充實の促進法

全國の實業補習學校中には、稀に其の内容の充實した優良な學校もあれど、多くは其の内容は極めて貧弱なものである。依つて是等の多數の貧弱な學校を鞭撻して、其の内容の改善充實を促進せしむることが、亦大切なことと思ふのである。今其の方法を舉ぐれば次の通りである。

一、學校當事者、中堅生徒、町村長、學務委員、及び其の他有志者をして、優良實業補習學校の觀察をなさしむること。



- 二、府縣及び郡より、學校及び市町村に對して内容の充實を獎勵すること、
- 三、各學科目に付、一學科目づゝ順を追うて研究會を開くこと、
- 四、縣立實業補習學校の模範學校を造ること、
- 五、専任教員の設置を獎勵すること、
- 六、兼任成員の手當を増加すること、

### 五 實業補習學校教員養成所の設置獎勵

實業補習學校教員養成所の設置は、前章に於て述べたやうに未だ不十分であるからして、商工に關する養成所は、大都市又は文部省に於て之を經營するやうにし、未だ設置せざる各府縣には悉く之を設置せしむるやうに獎勵し、尙之が設置獎勵の爲には、國庫より補助金の交付をなすこととの途を開いて欲しい思ふ。且つ養成所の教育上、學科課程其他種々の打合研究を要することが多いから、所長又は主任教諭會を開いて、之が研究をなすことが亦必要なことと思ふのである。

### 六 實業補習學校の表彰及び獎勵

實業補習教育振興の爲に、實業補習學校の表彰をなすことが必要なことと思ふのである。これまで、地方の府縣に於て之が表彰をなしつゝある所もあるが、未だ之をなさざる府縣に於ては、此の途を開いて欲しい。本省では昨年は補習學校、本年は補習教育功勞者の表彰を行ふてゐる。

實業補習教育獎勵の一つとして、補習教育展覽會、又は實業補習學校生産物の品評會を催すことが必要なことと思ふ。山梨縣、滋賀縣、京都府、其の他の府縣に於て、補習教育に關する展覽會の催しがあつたことを聞いたのであるが、是等の企ては、實業補習教育獎勵上特に有効なことと思ふのである。

### 七 商議員規定

實業補習學校の商議員に關する規定は、本省に於て審議せられて居り、近き將來に發布せられることと思ふのである。

### 八 市町村の採るべき方法

市町村の採るべき方法としては、今日我が國ではまだ實業補習教育を義務教育として居ないか



ら市町村に於ては、成るべく實業補習教育を義務教育的に取扱ふやうにすることを望む次第である。

## 九 實業補習學校の採るべき方法

實業補習教育の促進上、學校に於て採るべき方法を舉げて見れば、左の通りである。

- 一、小學校卒業前に於て補習學校に入學の準備をなさしめ卒業と同時に補習學校入學の手續をなさしめ、四月に於て入學式を行ふこと、
- 二、補習學校は青年團、處女會と聯絡を執り、青年團、處女會の義務として出席、缺席の後援をなさしむること、
- 三、生徒の出席、往復の取締等をなす爲に、生徒の組合を作ること、
- 四、生徒の手帳を設け、其の手帳を青年團員手帳と共通せしめ、聯隊區と聯絡を執つて壯丁検査及び簡閱點呼の際、之を有効ならしむること、
- 五、商議員、督勵委員、卒業生同窓會等を設けて、補習學校の後援の衝に當らしむること、
- 六、補習教育に關する研究の、教師の會合をなすこと、

七、就學出席の表彰をなすこと、其の方法には種々あるのであるが、地方に於て行はるゝ二三を舉げて見れば左の通りである。

- 部落別出席就學の比較統計圖表の揭示(校内部落の適當の場所)、出席就學の優良なる部落の表彰、(部落に出席第一等の表彰棒を建つること及び提燈、優勝旗などを與ふること)、個人の出席優良なる者を表彰すること等、
- 八、生徒の名札を家の入口等に掲げしむること、
- 九、缺席者には缺席届を勵行して出さしむること、缺席者ある場合には直ちに出席督勵狀を出すこと、
- 一〇、教科書の貸與をなすこと、教科書購入の困難なる者に對して行うて居る所も少くないのである。
- 一一、設備の完備を期すること、
- 一二、教材の選擇、教授法、其の宜しきを得ること、
- 一三、教授訓練上の施設は、青年の心理を理解して行ふこと、
- 一二、中堅生徒の養成に注意すること、



一五、學藝會、展覽會、品評會等を催すこと、

一六、道府縣の勸業課、市町村役場、試験場、實業學校等と連絡をとり、參考資料及び種苗の配布、講師の派遣、見學等、種々の便宜を得ること、

一七、市町村に於ける各種の團體とよく連絡を執り、補習學校の後援たらしむること、

一八、生徒の家庭との聯絡を密接ならしむること、

一九、市町村に於ける老農、篤農家、紳商及び各方面の有志と聯絡をとり、補習學校の後援を乞ひ、尙科外講演を請ふこと、地方に於て町村各方面の有志に之を實行したる經驗を聞いたことがあるが、補習教育の振興上、非常な助けになつたと云ふことである。是亦試むべきことと思ふのである。

二〇、要は教師の熱誠にあることと思ふのである。

新制 實業補習教育講話終

大正十三年十一月二十日 印刷  
大正十三年十一月廿三日 發行

新制 實業補習教育講話  
定價金四圓五十錢



著者 千葉 敬止

發行者 辻本 經藏

印刷者 溝口 榮

發行所 東京市神田區錦町三丁目十一番地 教育研究會  
振替東京五八一八〇番・振替大阪六八八八〇番

大坂 東京市 文修堂 京都 東枝書店 千葉 松田屋  
大阪市 大阪賣文館 久留米市 菊竹金文堂 和歌山市 宮井書店  
名古屋市 川瀬書店 佐賀市 大坪書店 長岡市 目黒書店  
賣所 名古屋市 星野書店 札幌市 富貴堂 金澤市 宇都宮書店

溝口印刷所印刷



●●●目書版出會究研育教●●●

- 文學博士 吉田 龍次著 增最近教育思潮 八版 四六判約四百頁函入 正價金 三圓 送料十八錢
- 東京帝大教授 入澤宗壽著 新教授法原論 五版 四六判約四百頁背革函入 正價金 三圓 送料十八錢
- 東京帝大教授 阿部重孝著 藝術教育 三版 四六判約五百頁背革函入 正價金 三圓三十錢 送料十八錢
- 東京帝大講師 上村福幸著 知能測定法 四版 四六判約八百頁ホイント組 正價金 五圓三十錢 送料廿四錢
- 奈良女子高師教授 松澤泰巖著 全我活動の教育 七版 四六判約四百頁十頁背革函入 正價金 參圓 送料十八錢
- 東京帝大研究室 岡部彌太郎著 教育的測定 再版 紙數五百頁表四十表背革函入 定價金 四圓 送料廿三錢
- 文學士 高木秀一著 個人價值論 再版 四六判約四百頁背革函入 正價金 參圓 送料十八錢
- 京都帝大研究室 高橋俊乘著 日本教育史 再版 四六判約四百頁背革函入 正價金 參圓 送料十八錢
- 立武藏野學院長 菊池俊晴著 感化教育 再版 四六判約四百頁ホブリン函入 正價金 參圓 送料十八錢
- 東京帝大教授 入澤宗壽著 國民教育の思潮 再版 (修身訓練の根本問題) 四六判約三百頁十頁函入 正價金 貳圓三十錢 送料十八錢

●●●目書版出會究研育教●●●

- 名古屋市視學 水木 梢著 文化理科新教授法 第五版 四六判函入美本 正價金 二圓五十錢 送料十八錢
- 奈良女高師教授 志垣寬著 文化國史新教授法 第五版 四八判函入美本 正價金 二圓五十錢 送料十八錢
- 奈良女高師教授 石澤吉磨著 文化家事新教授法 第八版 四六判函入美本 正價金 二圓五十錢 送料十八錢
- 廣島高師教授 菊池勝之助著 文化地理新教授法 第八版 四六判函入美本 正價金 二圓五十錢 送料十八錢
- 鳥取高師教授 峰地光重著 文化綴方新教授法 第二版 四六判函入美本 正價金 二圓五十錢 送料十八錢
- 名古屋市視學 水木 梢著 文化算術新教授法 第三版 四六判函入美本 正價金 二圓五十錢 送料十八錢
- 小學修身研究者 桒葉勇著 德育新修身實演例話 新刊 四六判函入美本 正價金 二圓五十錢 送料十八錢
- 第五高等學校教授 八波則吉著 第二國語の講習 近刊 四六判上製函入美本 正價金 參圓 送料十八錢
- 音樂批評大家 柿沼太郎著 ショパンの生涯と手紙 二版 四六判ホイント組美本函入 正價金 參圓五十錢 送料十八錢
- 音樂新潮主筆 柿沼太郎著 ベートベンの作品 新刊 四六判ホイント組美本函入 正價金 參圓五十錢 送料十八錢



●●● 教育研究會出版書目 ●●●

□ 第五高等學校教授八波則吉著	讀本國語の講習 第七版	四六判約五百頁 入美本
□ 第五高等學校教授八波則吉著	中心國語の講習 第七版	正價金三圓 送料十八錢
□ 第五高等學校教授八波則吉著	童話と夢の國から 新刊	四六判頭名美本 拾畫入
□ 文部省少年團 調查委員 奧寺龍溪著	少年團訓練法要義 再版	正價金壹圓五十錢 送料十二錢
□ 酒田高女校長 神長 樞著	教育的悲劇 新刊	四六判上製本 入
□ 教育研究會編纂 全國高等學校專門學校試驗問題集 新刊	新刊	正價金壹圓二十錢 送料十二錢
□ 府立第三高女教授木下一雄譯	シヨパン人間相愛の道德 新刊	四六判約三百五十頁 入上製
□ 陸軍大學教授 大村桂巖著	教育學 汎論 再版	正價金貳圓五十錢 送料十八錢
□ 宗敎大學教授 松濤泰巖著	女子國民教育學	菊判ボイント組上製美本
□ 奈良女子高師 教授 文學士 實著	國民法制要義	正價金貳圓八拾錢 送料十八錢
□ 法學博士 岡 實著	國民經濟要義	菊判約百五十頁表三枚入
□ 法學博士 岡 實著	國民經濟要義	正價金七十錢 送料六錢
□ 法學博士 岡 實著	國民經濟要義	菊判約百四十頁表二枚入
□ 法學博士 岡 實著	國民經濟要義	正價金六十六錢 送料六錢

(文部省檢定済 師範學校、中學校、女學校、  
商業學校、工業學校、農學校、法制經濟科、  
女學校用教科書)







終

